

本人確認へのご協力をお願い

なりすましを防ぎ、市民の皆様の大切な個人情報をお守りするため、守谷市では証明書交付申請や異動届出の際に、窓口に来た方の下記の書類を確認させていただきます。ご了承ください。

【1点確認例】

運転免許証、旅券(住所あり)、マイナンバーカード、障害者手帳(写真付)、在留カード など

【2点確認例】

保険証、資格確認書、年金手帳、学生証、社員証、各種医療受給者証、診察券など
※その他については、窓口等でお問合せください。

【手数料の免除について】

・障がい者手帳等をお持ちの方は、ご本人が記載される証明書について、本人及び生計を一つにする同居の親族の方が申請される場合は手数料等が免除になりますので、窓口で原本を提示してください。

・生活保護を受けている方は、ご本人世帯分については手数料等が免除になりますので、窓口で受給証明書を提出してください。

【注意事項】

・偽りその他不正な手段により交付を受けたときには、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条)

<住民票等の請求について>

- ・同一世帯以外の方が請求する場合、関係書類(委任状等)が必要になります。その他の関係書類については、窓口でお問い合わせください。
- ・同一世帯以外の方が請求する場合、世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載は、本人からの委任状がある場合を除き、原則記載できません。
- ・第三者が請求する場合には、本人に通知等により確認する場合がありますのでご了承ください。
- ・住民票コード及び個人番号入りの住民票は、本人または同一世帯以外の場合、本人あてに郵送での交付となります。(切手又は切手代が必要になります)
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等の被害を受けている方の住民票は、発行を制限している場合があります。

<印鑑証明書の請求について>

- ・印鑑登録証または個人番号カードと本人確認書類を持参した方にのみ印鑑証明書を交付します。代理人が申請するときは委任状は不要ですが、代理人の本人確認書類と請求対象である印鑑登録証が必要です。

<戸籍証明等の請求について>

1. 請求理由の記載について

(請求者と必要な戸籍・証明との関係が「その他」とされた場合に記載してください。)

- ・権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

- ・その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項を必要とする理由・目的・使用方法を記載してください。

2. 資料の提供について

申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供をお願いします。

3. 関係書類について

窓口に来た方が、請求された戸籍に記載されていない場合には、関係書類(委任状・請求された戸籍と請求者の関係性を確認できる戸籍謄本等)の提示をお願いすることがあります。また、本人に通知等により確認をする場合がありますのでご了承ください。